

新潟市協働事業提案モデル事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民による不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動（以下「公益活動」という。）の推進を図ることにより、市民の創意と工夫を活かした豊かな地域社会を実現することを目的に、新潟市と市民とが協働、連携して行う協働事業の提案制度について必要な事項を定めるものとする。

(提案主体の要件)

第2条 協働事業の提案をすることができるのは、市内に主たる活動拠点を有する非営利の団体で、次の各号にすべて該当することを要するものとする。

- (1) 市内に在住、在勤及び在学する者10名以上の構成員を有すること
- (2) 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと

(対象事業)

第3条 対象となる協働事業は、次のような事業とする。

- (1) 公益的、社会貢献的な事業であって、協働事業を提案する団体と新潟市が協働して取り組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られる事業
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が高まる事業
- (4) 実施を前提とした事業で、協働事業を提案する団体が実施することが可能である事業
- (5) 先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- (6) 予算の見積もり等が適正である事業

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 当該事業が本市若しくは他の公共団体又はこれらが出捐又は出資する団体が行う財政的支援を受けているもの又は申請しているもの
- (2) 当該事業の主たる効果が市外で生じるもの
- (3) 当該事業の主たる効果が新潟県全域及びそれを超える広域で生じるもの
- (4) 当該事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの
- (5) 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (7) 政治、宗教又は選挙活動を目的とするもの
- (8) 政策等の提案又は政策立案のための調査などを目的とするもの
- (9) 学術的な研究を目的とするもの
- (10) 事業実施を伴わない調査を目的とするもの
- (11) 施設等の建設又は整備を目的とするもの
- (12) 地区住民の交流行事等の親睦的なもの

(協働事業の提案)

第4条 協働事業を提案しようとする団体は、別に指定された期日までに、協働事業提案書(別記様式1号)を提出し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の概要に関する調書
- (4) 団体の定款, 規則, 会則等
- (5) 前年度の活動報告書及び収支計算書
- (6) その他事業に関する資料

(事前協議)

第4条の2 前条の提案をしようとする団体は、別に指定された期日までに、提案書概要書(別記様式2号)及び前条第1項第3号の書類を提出し、提案に係る部署(以下「担当課」という。)と事前協議を行い、提案について合意を得なければならない。

(審査委員会)

第5条 市長は、提案された協働事業の審査および評価を行うため、協働事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会の組織, 運営等については、別に定める。

(1次審査)

第6条 審査委員会は、第4条の規定により提出された協働事業提案について、書類による1次審査を行い、公開で実施するプレゼンテーション対象提案を選考するものとする。

2 審査委員会は、1次審査の選考結果を提案団体に通知するものとする。

(協議)

第7条 市長は、1次審査を通過した提案者と担当課との協議の場を設けるものとする。

2 審査委員会は、提案者と担当課との協議についての調整を行うものとする。

3 審査委員会は、提案者と担当課の協議に参加することができる。

4 提案者は、担当課との協議により、協働事業の提案内容を修正することが出来る。この場合において、修正に必要な書類を別に指定された期日までに市長に提出するものとする。

(2次審査)

第8条 審査委員会は、前条に定める申請書類により審査するほか、公開プレゼンテーションを行い、その内容も審査し、市長に当該事業に係る評価について報告する。

2 公開プレゼンテーションの対象となった団体は、前項の公開プレゼンテーションに参加しなければならない。

(事業化の決定等)

第9条 市長は、審査委員会の審査結果に基づき、協働事業として実施することについて決定等をしたときは、その旨及び理由を、提案者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により事業化の決定を行った協働事業の提案に対して、必要な条件を付することができる。

3 市長は、事業化の決定等をした時は、その旨及び当該事業の名称を公表するものとする。

(事業期間)

第10条 事業期間は、原則として単年度とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

(協定書等の締結)

第11条 事業化の決定がされた協働事業の提案者(以下「実施者」という。)及び市長は、事業の実施に当たっての基本事項, 役割分担, 経費負担等を明示した協定書等を締結するものとする。

(新潟市の経費負担)

第12条 新潟市の経費負担については、一事業当たり100万円を上限とし、役割分担により新潟市が実施する役割について事務経費等が発生する場合については、その経費を差し引いた額とする。

2 新潟市が負担した事業経費について、事業実施後に余剰金が発生した場合は、新潟市への返還を求めるものとする。

(中間ヒアリング)

第13条 市長は、協働事業の進捗状況を把握するため、中間ヒアリングを開催するものとする。

2 実施者は、協働事業の実施に至るまでの経過及び事業実施の状況等を記載した調書を作成し、別に指定された期日までに市長に提出するものとする。

3 審査会は、中間ヒアリングにおいて、当該事業の進捗状況の確認及び事業実施に当たっての助言を行うものとする。

(実績報告)

第14条 実施者は、協働事業終了後、事業及び協働の成果、課題並びに収支決算等を記載した報告書(別記様式3号)を作成し、別に指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(評価の時期等)

第15条 市長は、事業の目標達成度についての評価を審査委員会から報告を受けるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、平成27年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、平成27年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、平成27年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は，平成30年3月31日までとする。

（宛先）新潟市長

団体名		
代表者の役職及び氏名		
住所又は所在地		
担当者 連絡 先	氏 名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	電子メール	

協働事業提案書

次のとおり新潟市協働事業提案モデル事業を提案します。

提案事業の名称	
市の課題名	
提案事業の概要	
事業の実施予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
事業予算総額及び 新潟市の負担額	事業予算総額 円 (うち新潟市の負担額 円)

（添付書類）

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の概要に関する調書
- ④団体の定款，規則，会則等
- ⑤前年度の活動報告書及び収支計算書
- ⑥その他事業に関する資料

協働事業提案書（概要版）

提案団体名	団体名
	代表者名 ⑩
	団体住所
	連絡担当者
	電話番号
	FAX
	電子メール

提案事業 の名称	
事業の内容	(1) 解決したい課題
	(2) 事業の概要（目的，事業内容，対象者・人数，期間）
	(3) 事業の効果と展望

協働の必要性 と役割分担	(1) 協働の必要性と効果
	(2) 提案団体が果たそうとする役割
	(3) 市に期待する役割
	(4) 想定される市の事業関係課
総事業費	円 (内市委託費 円)

年 月 日

（宛先）新潟市長

団体名

代表者 氏名

印

代表者 住所

代表者電話番号

新潟市協働事業提案モデル事業実績報告書

年度の委託業務（協働事業）が完了したので、業務実績について、以下のとおり報告します。

記

事業の名称	
事業の実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業担当課	
委託金額	円
委託金請求額及びその算定方法	円 (対象経費の実績又は委託額一概算払額)
添付書類	1 事業報告書兼最終評価シート 2 収支決算書 3 領収書又はその写し 4 その他必要な書類（写真、案内チラシ等）